



SATO 社会保険労務士法人 News Letter

2021年10月号 (No179)

今月の特集

1. テレワークにおける手当の取扱い
2. 任意継続被保険者制度の見直し
3. 日・フィンランド社会保障協定

1. テレワークにおける手当の取扱い

コロナによって働き方の変更を余儀なくされた結果、テレワークが特別なことではなくなりました。厚生労働省のホームページではテレワークの導入についてのガイドラインも公表されています。

以前のNews Letter(No.173)でもお伝えしたテレワークにおける手当の取扱いについて通勤手当を中心にもう少し詳しくご紹介いたします。

◆在宅勤務手当の社保取扱い

在宅手当は各事業所で内容が異なるため支給要件・支給実態を踏まえて判断する必要がありますが基本的な考えは、

- ① 在宅勤務手当が労働の対価として支払われる場合は報酬となる
(毎月定額を支給する場合で実費弁済に当たらないもの)
- ② 在宅勤務手当が実費弁済の場合は報酬に含まれない
(事務用品購入費、通信費、電気料金など)となります。

随時改定においては①に当たるものが新たに支払われるようになった場合には、固定的賃金の変動に当たり随時改定の対象となります。

◆テレワークにおける通勤手当の取扱い

労働契約上の労務の提供場所によって報酬となるかの判断が異なります。

- ① 労務の提供地が自宅の場合
業務命令として出社する際の交通費を実費で支払う場合は原則実費弁済と認められるため、報酬等に該当しません。
- ② 労務の提供地が事業所の場合
当該労働日は事業所での勤務となっているため、原則報酬等に該当します。

労働契約上の労務の提供地	「自宅一事業所」間の移動に関する費用の取扱い	社会保険料・労働保険料の算定基礎
自宅	業務として一時的に出社する場合は実費弁済	非対象
事業所	通勤手当	対象

このように在宅勤務によって通勤費の支払い方法が変更となった場合は通勤費の支給方法の変更となり随時改定の対象となります。

テレワークを適切に導入するには手当について費用負担や報酬等に含まれるのかなどをあらかじめ労使で十分に話し合い、ルールを定めておくことが重要です。

2. 任意継続被保険者制度の見直し

任意継続被保険者の制度について、この度見直しが行われることとなり、2022年1月1日より施行予定となっておりますので、改めてご紹介いたします。

任意継続被保険者制度とは、健康保険(協会けんぽ、健保組合)に加入していた者が退職し、その被保険者資格を喪失した場合に、次のいずれの要件を満たせば退職後最長2年間、引き続き従前の健康保険制度に加入できるというものです。

◆任意継続被保険者の加入要件

- ① 資格喪失日の前日までに「継続して2か月以上の被保険者期間」があること。
- ② 資格喪失日から「20日以内」に申請すること。

任意継続被保険者の保険料は、会社が負担していた分の保険料割合も全て自らが負担することになります。

現行では、「自主的に任意継続被保険者から外れることができない」「原則2年間保険料が変わらない」と定められており、被保険者にとって若干使いづらさの感じられる制度となっていました。

◆資格喪失事由

(参照条文)
○健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

(任意継続被保険者の資格喪失)
第三十八条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第四号から第六号までのいずれかに該当するに至ったときは、その日)から、その資格を喪失する。
一 任意継続被保険者となった日から起算して二年を経過したとき。
二 死亡したとき。
三 保険料(初めて納付すべき保険料を除く。)を納付期日までに納付しなかったとき(納付の遅延について正当な理由があると被保険者が認められたときを除く。)
四 被保険者となったとき。
五 船員保険の被保険者となったとき。
六 後期高齢者医療の被保険者等となったとき。

改正後は、2年以内でも被保険者が任意で資格喪失できるようになります。具体的には資格喪失事由に以下が追加されます。「任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき」

12月頃に厚生労働省から出る通達で任意継続資格喪失の運用が示されることが予想されるので、確認しておきましょう。

3. 日・フィンランド社会保障協定^{※1}

この度、厚生労働省は、フィンランドとの社会保障協定の発効に向け、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令案」に関してパブリックコメントを公表し、改正政令の交付は10月下旬を予定しており、協定の発効は2022年の見通しとなっています。

日本とフィンランドの間では、2019年に外交関係樹立100周年を迎え、企業進出が続いています。フィンランドには212社(2018年現在)の日系企業が進出しており、2,005人(2018年現在)の邦人がそれぞれ在留しています。

両国の間で派遣される駐在員等は、両国の社会保障制度へ強制加入しなければなりません。このような背景から、社会保障協定締結に向けて、2019年1月に実質合意し、2019年9月にハ

ルシンキにおいて署名がなされました。協定が締結されれば、保険料負担等の問題が解決されます。

※1 社会保障協定とは、5年以内の相手国派遣において原則二重加入が解消される制度です。

そして、この協定の主な内容は

- ① 双方の制度への強制加入に伴う保険料の二重負担の解消
・相手国に派遣される駐在員等は、その滞在期間に応じ両国の年金・雇用保険制度の適用を調整
- ② 派遣期間が短い場合に年金の保険料が掛け捨てとなる問題の解消
・年金の受給資格期間を満たさない場合、両国の保険期間を通算
・年金額は、それぞれの保険期間に応じた額とする
※通算の対象となるフィンランドの給付は障害年金の一部(フィンランドの所得比例年金制度における老齢年金には最低加入期間の要件はない)

SATO コラム

★最低賃金が改定、過去最大の引き上げへ
今月10月より令和3年度地域別最低賃金が改定となります。最低賃金3%上げ、全国平均930円へ。

北海道・・・889円
東京都・・・1,041円
愛知県・・・955円
大阪府・・・992円
福岡県・・・870円
沖縄県・・・820円

その他地域についても、厚生労働省の令和3年度地域別最低賃金改定状況をご確認くださいませ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimiumichiran/

厚生労働省(地域別最低賃金の全国一覧)

【発行元】
SATO 社会保険労務士法人名古屋オフィス
〒450-0002
名古屋市中村区名駅5-25-8 第二友豊ビル 4F
TEL : (052) 414-5836

